

法学部

| | | | |
|----|-------|-------|--------|
| I | 教育水準 | | 教育 5-2 |
| II | 質の向上度 | | 教育 5-5 |

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、平成 4 年の大学院重点化、さらに平成 16 年の国立大学法人化や同年の法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）の設立等に伴い、法学部は、ゼネラリストとして社会の各界で活躍する人材を育成すべく、制度・社会に関する基本的知識を教授することに教育の照準を合わせることとなったが、現在その教育に関わる法学部専門科目のほとんどを専任教員が担当するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、平成 19 年度後期に全科目について学生アンケートを試行し、それらの結果を踏まえて、平成 20 年度における本格的実施に向け準備を進めるとともに、平成 20 年 2 月に、教務委員会の下にファカルティ・ディベロップメント（FD）のためのワーキング・グループを設け、平成 20 年度の実施に向けて具体的検討を始めるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、学生の自主的な勉学方針に基づく主体的学習を促すため、学科制や専攻・コース制、専門科目の必修科目設定などの縛りは設けられていないが、幅広い学識と豊かな思考力の獲得を促すために全学共通科目の学習の機会を1・2年次に多く確保するとともに、専門科目についても科目の配列を工夫することにより、学生の体系的・段階的履修の促進を図るなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、学生や社会からの要請に対応すべく、法学・政治学の学習と密接に関連している経済学部の科目についても、専門科目として受講することを認めるとともに、学生の希望に基づき開講する「特殊講義」も例年実施するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、授業は基本的には講義形式で行われるが、大規模講義においてきめ細かな配慮を行うためティーチング・アシスタント（TA）の活用が図られているとともに、外国文献研究等は少人数での輪読であり、演習においても少人数による討論を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、単位の実質化への配慮に基づき、平成16年度入学生から、演習を除く専門科目にキャップ制が導入され、また毎年度当初に、講義の目的、内容、教科書・参考書などの記されたシラバスが配付されるとともに、法学部図書室の拡充等により、自主学習の便宜も図るなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法

は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、司法試験の合格者数、国家試験合格者数、大学院進学者数、就職者数のいずれをとっても、高い水準を維持しており、学生が身に付けた学力や能力が高いレベルにあることが推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、組織的体系的に実施された学生アンケートの結果は明らかではないが、授業・演習を担当する個々の教員が、個別事例に即して学生の意見や声を聴取するなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、学生および卒業生は、司法試験、国家試験、大学院進学等において順調な成果を示すとともに、社会の多方面で活躍していることが窺われるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、卒業生を含む学部の親睦団体の会合等の際に、教員が学部の教育成果について意見を聴く機会が設けられるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 2 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。